

新進気鋭の藩士として

住 谷 光 一

一、はじめに

皆さんおはようございます。朝早くからおいで戴きましてありがとうございます。前回の安見先生のあとを受け、本日は第二回目ですが、幽谷先生亡くなられ、東湖先生がその遺志を継いで家督を相続されるころから、天保三年通事となって江戸に移られる頃までをお話ししたいと思います。十八・九歳の頃の東湖先生は

余年十八・九正に堂々、座上客常に満ち樽前肉岡の如し、細行未だ検せずと雖も謂へらく彼の蒼に負かずと

と天保六年の詩の中で詠んでおりますが、このように年長者にも負けない気概をすでに持つておりました。前回安見先生が死を決して死せざる第一回目太津浜事件について話をされましたが、その頃のことです。

文政八年二十歳になった東湖先生は、叔父丹雅言の江戸出向に従って出府し、その舍宅から毎日岡田十松の撃剣館に通って稽古に励みました。丁度寒稽古が行なわれており、午前二時に起きて猿樂町まで三十日間皆勤したといえます。幽谷先生もその精励を喜び激励、東湖先生は武術においても他に劣らぬ力をつけて水戸に帰りました。

翌文政九年（一八二六）、水戸では哀公が八年暮に権中納言に任ぜられました祝賀ムードの中、幽谷先生は正月二百石取りとなりました。そして、前年の歎願が入られたのか、待望の江戸出府となりました。

しかし心中何か期することがあったのか、東湖先生を従えての出府であります。江戸での幽谷先生の任務は修史のことに限られ、長年の藩改革のための意見を述べる機会は与えられませんでした。

幽谷先生志を達せず、八月に水戸に帰りますが、それほど長くはない寿命を感じたのか、東湖先生を呼び長年の宿志を打ち明け、将来のために江戸に滞在させたのであります。その時の言葉が前回安見先生が紹介されました『回天詩史』の中にある言葉

文武の道は相待ちて用をなす。偏廢すべからず。汝腐儒迂生の為わざに倣ふことなかれ。武人剣客の流を混ざることなかれ。

即ち

文武の道というものは、相まつてはじめて用をなす。どちらか一方に偏つてはいけない。文にかたよつて腐れ学者になつてはならないし、武に偏つて学問のない武人などになつてはならない

という戒めの言葉でありました。この言葉に感じた東湖先生、二十歳頃までは武芸一筋に打ち込んで来ましたが、ここに大きな転機を迎えるのであります。

二、青山雲龍への呈書と家督相続

この時期に青山雲龍・当時の史館総裁の立場にありますますがその雲龍に差し出された入門書とも云うべきものが「青山雲龍先生に与ふる書」であります。

月日、彪、再拜して、書を雲龍青山先生の座前に致す。彪聞く、文武の道一なり、天下以て一日も文なかるべからず、亦以て一日も武なかるべからず。文の武と、猶陰陽水火各々相待して用をなすごとし、二者豈偏廢すべけんや、若し偏廢する所あらば、則ち天下爲すべからざるなり。惟に天下の治然りとなすのみにあらず、士の道を學び材を達す、蓋し亦然らざるなし。古の能く君を正し民を安んじ、寇を平たひらげ邦を衛り、入りては則ち廊廟の器となり、出でては則ち干城の具となるもの、未だ嘗て文武の資に因り以て之をなさずんばあらざるなり。劉淵言ふあり、吾史傳を讀む毎に絳灌の文なく、隋陸の武なきを鄙む。道、人に由りて弘まり、一物の知らざるもの、固より君子の恥る所なりと。淵の素志此の如く、遂に能く旣表の種を以て天下に横行し、養晋文弱の士、固より能く之と抗衡するものなし。夫れ淵は胡中の一雄のみ、尚能く文武を以て志となす。而して況んや士の中國に生れ、身を立て道を行ひ、國家のために殊恩を報ぜんと思はざる者をや。

大体の意味は次のようになると思います。

東湖謹んで手紙を青山先生の御座前にささげます。私がうけたまわるところによれば、文武の道は一つであります。これが文の要点であり、また天下は一日として武の不必要な時はありません。この文武二つが必要であることは、陰陽水火が相反するようでもどちらが欠けても役立たないし、どちらが無くても立たないのと同じであります。一方に偏より一方をやめれば、天下の政治は執ることとは不可能である。政治の大問題のみでなく、個人の人物から云つても本物となる上でどちらか一方に偏るならば、眞実の人物となることはできないのであります。古より君を正し人民を安定させ、立派な政治を行い、外国の侵入を退けて國家を保護し、中央政治に入つては政治の大綱を握り、出でては国防の第一線に立つなど、國家に大切なる行為をなす者で、文武二つの資によつてこれ

をなさなかつた者はいない。戦争にしても政治にしても文武二つあつてはじめて出来、成績を収めることができるので、これを欠けば全く不可能となるでありましょう。

「劉淵言ふあり」以下のところですが、『十八史略』というの書物に出ております。劉淵は北方の異民族の子孫で西暦三 四年に「漢」（前趙）を建てた人物でありますがその人物について東湖先生、次のように述べています。

劉淵がある時自分の学友にこう云いました。「史伝を読むごとに絳灌（こうかん）は武に秀でたが文無く、又隋陸（ずいりく）は文の方は相当の人物であつたが武の方には欠けていた。だから前の二人は漢の高祖にあれほど用いられたが大名にはなれなかつたし、後の二人は太宗のためにあれほど働いても結局これという事業は残らなかつた。だから文に欠けても、武に欠けても駄目で、文武並び存しなければならぬ。道は別にあるのではない。人が受けて行くからである。各方面に修養を積み、道を具現すべきであり、一物を知らない所があるというのは、君子の恥とするところである」と。

劉淵の平生の志はこのようであります。即ち文武兼備を志したのであり、このために、異民族でありながら大事業を為し遂げ晋の文弱は對抗できなかつた。匈奴の英雄にしてこの通り、いわんや立派な国に我々は生まれ、身を立て、道を行い、国の御恩に報いんとする者は、文武兼備を思うべきであります。

そして、父幽谷先生が、平生「書を読め、学問をせよ」と云われ、幽谷先生自身も、低い身分から取り立てられて、大日本史編纂のため彰考館に列することができ、次第に昇進したことは実に有難いことである。

国の恩のおかげであるといつていたことを思い出し、これに報いたいという気持ち一杯であつたことを述べております。

その為にも本当の武士として立つためにも先生どうぞよろしくお願い致しますというのが内容であります。当時先生僅か二十一歳です。

今日は一般に武の精神は忘れられ、うとんぜられ、文にのみ価値を認めるといふ風潮が支配しておりますが、これでは東湖先生云われるが如く文も眞の価値を發揮することができないわけであります。北朝鮮のミサイル試射が先週初めにありました。たが外交問題等で外国のあなどを受けることが多いのはこの精神に欠けるからだと思います。

さらに、また「恩」という語が出て参りますが、国内の様々な出来事を見るにつけ、近年失なわれたのがこの「恩」という考え方であります。

国の恩、君の恩、親の恩、師の恩、皆失なわれているものばかりであります。こ

の「恩の思想」は、東洋道德の根本にあるものであり、今日のわが国の混乱の原因の一つには「恩」の考え方が失なわれたことによると思われます。家庭の崩壊、学校の荒廃など皆「恩」を忘れたところに発生していると云つてよいのであります。こう考えて参りますと二十一才の東湖先生の考え誠に深いと云うことができると思います。

ところが、このような文武兼備の学問が深められようとしているとき、東湖先生は最大の不幸に見舞われたのであります。文政九年十月下旬、藤田屋当主であります伯父の喜兵衛重態の報に接し急いで水戸へ帰るのです。十一月二日、伯父さんは五十八歳で亡くなりその葬儀などで二十日ばかり水戸に滞在しましたが、幽谷先生「徒らに時を過ぎて文武の修行の機会を失なつてはいけない」と戒められたので急ぎ江戸に戻りました。ところが江戸に着いて僅か四、五日で今度は父幽谷先生が倒れたという急報を受けました。不眠不休で水戸へ駆けつけた時、すでに幽谷先生は息を引きとつた後でありました。十二月一日、中風のため五十三歳の生涯を終つたのであります。東湖先生の悲哀、いかばかりであつたかと思ひます。幽谷先生の葬儀は門人達によつて簡素に営まれ、藩士の墓地である常磐原に葬られます。東湖先生はこれより、父幽谷先生も行いました、三年の喪に服されます。

「日曆」を見ますと、それから五十日間、毎日、靈前に食膳を備え、梅香の屋敷から常磐原まで一日も欠かさず墓参りしたことがわかります。「旧曆」の中に「上食」とあり、「展墓」とあるのがそれで、「上食」は食をたてまつること、「展墓」はいわゆる墓参りのことであります。また、幽谷先生の遺稿類や書、写本類を整理し、弔問に訪れた同学の人々と父の追想に耽つたことがわかります。

こうして五十日祭が済んで間もなく、文政十年（一八二七）一月二十六日、東湖先生城内に召され、父の跡を受けて二百石を給せられ進物番に列し、史館勤務を命ぜられます。

当時の水戸史館は会沢正志齋が総裁代役を勤め、同僚には父幽谷先生の親友石川桃蹊、門人の岡崎稔陰、飛田逸民、杉山復堂、宇留野静巷、秋山静正というような人々が居り、東湖先生にとっては幸でありましたが、業務は、江戸史館総裁青山拙斎の指示により、枝葉末葉にかかわることが多かつたので、倦怠を訴えたこともあつたようでした。

この頃の先生は、父幽谷先生の遺した「青藍舎」を引き継ぎ、若い門人を集めて『史記』などの会読を行つており、また、幽谷先生も嘆かれた異国船の近海への出没に対し、強い危機感をつのらせておりました。

このような中で起きたのが、文政十一年の「シーボルト事件」です。中心人物高

橋景保は、幕府天文方兼書物奉行ですが、彼は、かつて大津浜事件で東湖先生死を決した時、代官古山某に従って英人を放逸した高橋至時の子であります。これに対し、東湖先生は直ちに初めての「封事」を、哀公に呈出します。資料中の封事がそれであります。

乍恐言上仕候謹て按するに國家太平二百餘年紀綱日二弛み風俗日二衰へ天下の勢駸々として危殆二赴候義八勿論目前二指かゝり居候憂患中々難盡筆紙候處其内二も夷狄盜賊凶荒之三ヶ條八其微既二見れ其禍既二萌シ候事二て決て油断八不能成候處在上の人英決果斷變通の理二達し備豫の計をなし候八右等の禍患も不足畏候得共當時幕府諸有司をはじめ大小諸候二至る迄皆姑息苟安二日を送り候のみならず一統の弊風二て務て太平を粉飾致居候て八大變二及び候迄八目八さめ申問敷奉存候

大變二及び候て八縦ひ目をさまし後悔仕候ても問二合不申候へバ方今の大患三ヶ條と八申候へ共實八一世の恬然姑息仕候こそ第一の大患二て古人の所謂天下之憂、最不レ可レ爲者、名爲二治平無事一而其實有二不レ測之憂一と申勢末世の姿、古今一轍、不レ堪二寒心一奉存候左候へバ當今の時誠二廣堂旱食の時節二て決て牽補涉レ日、架漏過レ時候て八不相濟義ト奉存候殊二君上二八三藩の尊宗室之親ミ被遊御坐御聰明之質を以て御學問之資も被爲在候御義海内の奉仰御義二御坐候へ八天下有志の士八何卒君上御英斷幕府へ御建議中興一新之大計御發被遊候様窃二望ミ奉り候事必然二御坐候

西洋列強の尊大傲慢な態度野心は勿論危険であるが、それ以上に危険なのは、表面を湖塗し、太平を紛飾しようとする幕府の態度である。

そして水戸藩は率先して国内体制を一新し、正気を振り起こすべきであると訴え、道義頹廢している藩政を改革し、威義二公の遺志を相続すべきことを論じたのです。父幽谷先生の遺志がここに継承されたことを見るに充分の正々堂々の論だと思えます。それは、資料の詩の中にあります。「元旦」という題の漢詩を見るとわかります。文政十二年正月のもので、喪があけて初めての作です。

功名、富貴、身に關らず、庸劣（ようれつ）叨（みだり）に文苑の臣と称す
家風唯丹心の在る有り、激励須（すべから）く君と親とに酬ゆべし

東湖先生正月元旦に思い起こすものは父幽谷先生に教えられた忠孝の精神なのです。「富貴や名声などというのは身にかかわりのないことであります。我が家の家風は忠孝にあり、君と親とにまごころを尽くすのみであります」と詠んでいるのだと思えます。

同じ年の三月には、同門の杉山復堂と共に鹿島、香取神宮を参拝し、潮来に行

き、同地の宮本篁村、茶村兄弟と歡を尽し「拝鹿島祠」と題する長詩を作っています。

かねてより天下を周遊し、各地の名士を訪ねることが東湖先生の念願でありましたが、東湖先生もうそれは出来ません。この行は一時雲晴れる思いがしたことだと思えます。

維^レ昔^シ 鴻^ニ荒^ニ草^ニ 昧^ノ日[、] 天^ニ祖^ニ 御^{シテ}天^ヲ 天^ニ地^ニ 新^{ナリ}ナリ、
光^ニ華^ニ 照^ス徹^ス六^ノ合^ノ外[、] 螢^ニ火^ニ 蠅^ニ聲^ニ 猶^ホ相^ニ 因^ル、
意^ニ氣^ニ 慷^ニ慨^ニ 辭^シ天^ノ闕^ヲ、 撻^ニ伐^ニ 一^ニ擧^ニ 掃^フ妖^ノ 氛^ヲ、
斯^ノ神^ニ 方^ニ奉^ス勦^ニ 討^ノ詔[、] 勇^ニ武^ニ 當^ニ時^ニ 稱^ニ絶^ニ 倫^ト、
名^ハ高^シ 皇^ニ州^ニ 開^ニ國^ノ 勳[、] 任^ハ重^シ 天^ニ孫^ニ 佐^ニ命^ノ 臣[、]
不^レ知^ヲ 祺^ニ祀^ニ 在^ルニ 何^レノ日^ニカ[、] 巍^ニ然^{トシテ} 屹^ニ立^ス 鹿^ニ島^ノ 濱[、]
山^ハ占^{メテ}ニ 靈^ニ地^ヲ一^ニ鎮^メニ 東^ニ海^ヲ一^ニ宮^ハ懸^{ケテ}ニ 明^ニ鏡^ヲ一^ニ對^スニ 北^ニ辰^ニ、
須^クレ 識^ニ祖^ニ 宗^ニ典^ルヲ 神^ニ天^ニ一^ニ孝^ニ敬^ニ 何^ソ敢^テ 殄^タニ 祀^ニ禋^ヲ一^ニ、
那^ソ圖^{ラン} 一^ニ朝^ニ 西^ニ風^ニ 腥^ク、 蕃^ニ船^ニ 忽^チ載^{セテ}ニ 胡^ニ鬼^ヲ一^ニ臻^ル、
祭^ニ政^ニ 岐^ニ別^ニ 天^ニ人^ニ 隔^{タリ}、 淫^ニ祠^ニ 妖^ニ教^ニ 往^ニ往^ニ 藁^シ、
悠^{タル} 悠^{タル} 世^ニ態^ニ 雖^{ドモ}ニ 萬^ニ變^{スト}一^ニ、 明^ニ神^ノ 正^ニ氣^ニ 豈^ニ遂^ニ 淪^{マン}ヤ
遺^ニ靈^ニ 時^ニ時^ニ 出^シニ 人^ニ傑^ヲ一^ニ、 皇^ニ風^ニ 或^ハ自^リニ 常^ニ陸^ニ一^ニ 振^フ、
前^ニ有^リニ 中^ニ郎^ニ 後^ニ梅^ニ里[、] 英^ニ光^ニ 共^ニ稱^ス 絶^ニ代^ノ 珍[、]
時^ニ運^ニ 不^ズレ 免^カレ 泰^ニ 又^ニ否[、] 功^ニ業^ニ 從^ニ來^ニ 有^リニ 屈^ニ伸^ニ、
常^ニ陸^ニ 之^ニ東^ニ武^ニ 雷^ニ神[、] 威^ニ靈^ニ 赫^ニ赫^ニ 幾^ニ千^ニ 春[、]
誰^カ知^{ラン} 千^ニ古^ニ 無^ニ窮^ノ 感[、] 如^ニ今^ニ 却^テ在^リニ 布^ニ衣^ニ 人^ニ。

さて、この詩で重要なのは、後半の部分であります。

遺靈時人傑を出し、皇風或は常陸より振ふ

前に中郎有り後に梅里、英光共に称す絶代の珍とあります。

外国思想がわが国に入り祭政分離してからも藤原鎌足が出、水戸義公が出て伝統を發揮し、この常陸の国は、日本を救う靈魂宿る土地である。「皇風或は常陸より振ふ」の一句は水戸藩の使命と自らの志の行くところを確信したものと云うべきであります。

三、史館の改革と継嗣問題

さて、新進気鋭、幽谷先生の志を継承し、自らの学問を歴史の中に探求しようとしていた東湖先生がまず実行しようとしたのは、史館の改革からでありました。前の史館総裁であった川口緑野という人物は品行が悪く、賄賂に耽り、とても史館に居るべきような人物ではありません。会沢正志斎等は絶交を宣言し、藩は川口を免職したのですが、四年もたつと、林大学頭に取り入った川口は総裁に再任されてしまいました。正志斎はこのような人物の指導を受けることを潔しとせず、辞職を申し出たところ受理され、総裁代役から閑職に貶されてしまいました。『己丑史局日記』五月十九日の条に出てまいります。東湖先生はその代りに代役の後任となつたのでありましたが、一連の藩の処置は道義の頹廢であるとして、川口を弾劾し、自らも辞職する意志を表わし、史館総裁の青山拙齋に提出したものが「青山総裁に与ふ」であります。

資料の3を御覧下さい。全体は長いもので五項目にわたり史館の大弊を論じたものであります。資料はその最初に述べられております「心術正しからざる者、宜しく館職に預るべからず」のみをあげました。この建言は史館の大動揺を来たし、水戸史館では、杉山復堂、鈴木庄蔵等も辞職したので、青山総裁は水戸史館を閉鎖して事態を抑えようとなりました。こうしてせつかくの建言も葬り去られようとしていた時、藩主哀公の病状にわかに悪化し、継嗣問題がおこつて参ります。そうするとそこにまた、重大な奸計が行なわれようとしていることが発覚するのであります。資料の系図を御覧下さい。哀公夫人は第十一代將軍家斉の娘であります。ところが子がありませんので、家斉は自分の子の一人を養子に入れることを望んでいました。水戸藩の権臣達は己れの利害から幕府と結び、その家斉の庶子で清水恒之允という人を養嗣に迎え入れようと画策してしたのであります。これにかかわつていたのは江戸藩邸の家老榊原照昌、その部下、関十兵衛、別所左兵衛などという面々であります。老中水野忠成ただあきらに取り入り、幕府からの財政援助を受けようと策動しております。水戸においては赤林八郎左衛門が中心となり、その一味である大久保今助なる者は、文政八年には勘定奉行格にまで出世をするという状態で、彼は、榊原家老、側用人太田某、奥右筆別所某などに盛んに賄賂を送つていたというのであります。幽谷先生はこの問題について早くから注意をし、彼らの動きを牽制して、不忠の臣は成敗すべきであると呈書したことがあります。『常陸帯』には「文政三・四年の頃より万のこと皆執政有司にのみ任せ給ひければ上の恵下にくだらず下の歎き上に聞えず」とあり、東湖先生もこれを道義の問題として捉え、藩を救わんがために、自らこれに決死の行動をとられるのであります。その顛末については、『回天詩史』の中に詳しく述べられております。東湖先生文字通り死を決

してしかも死せざるの二度目のことでもあります。資料4がそれですが、分量も多いのでその一部を載せてあります。

では、資料3について簡単に解説をしておきます。

「心術正しからざる者はともにすべからず」というのは元の時代『遼史』、『金史』、『宋史』などの編纂にかかわった掲溪斯という人の言葉、「宜しく館職に預るべからず」というのは『新唐書』などを編纂した歐陽修という学者の語であります。

共に歴史編修に預るもの態度心持ちの正しくなければならぬことを云ったものであります。

心術正しからざるもの、宜しく館職に預るべからず。

掲溪斯言あり、曰く、史を修むるには人を用ゐるを以て本と爲す。學問文章あるも、而も史事を知らざるものは與にすべからず。學問文章あり、史事を知るも、而も心術正しからざるものは與にすべからずと。歐陽修嘗て議す、凌景陽等の三人は、宜しく館職に預るべからずと。其の大略に謂ふ、三人は、或は醜行あり、或は臧汚あり、著して刑書にあり。之をして館職に預らしめ、以て政化を玷辱すべからずと。

蓋し史臣の職は、將に以て忠姦を褒貶し、邪正に分別し、勸懲を將來に垂れんとするなり。其の心術猶且つ正しからざれば、則ち何ぞ能く其の任に勝へん。而して館閣は正義の地、衆人の望んで以て則を取る所、一國の仰いで以て準と爲す所なり。苟も汚行の人を以て、其の間に廁ふれば、則ち衆人何をか望み一國何をか仰がん。

往年、川口嬰卿、江館の總裁たり。而して穢汚の行あり。此れ其の平生心術の正しからざる以て之を致すあるなり。君上の明、蓋し此に見るあり、斷然之を黜け、其の館職を奪ひ、其の祿秩を削り。諸これを水戸に禁錮す。其の英決眞に以て郡邪の膽を寒うし、以て正人の氣を作すあり。居ること未だ數年ならず恩命これを宥す。又一歳、之を江邸に延き、之を館局に列す。數月ならずして其の本職に復す。命一下する毎に、一國驚駭、衆議喧然、皆以て不可となす。

解釈をしてみます。

歴史編修により、正しいことを褒め、邪なるを貶し正邪を分別し、勸善懲惡を将来の鏡として發揮するのが歴史家の役目であります。もしこれが本分であるとすれば、その肝心の歴史家が自分の心持ち不正であるならばどうして任務を果たすことができましょうか。心術不正なる者は歴史編修に用いないのは、

当然のことといわなければなりません。さらに歴史編纂所は役人の正しい議論の行なわれる所でありますから、すべての人々がここに批判の基準をおくのです。そうするならば汚れた行の人を歴史編纂の仕事に入れることは出来ません。そうでなければ、一体何を標準としてよいか、国民は迷うに至るでしょう。

さて現実の問題であります。川口嬰卿は江戸の彰考館総裁となつたが汚い行をしました。これは川口の平生の心持ちが不正なためであります。藩公は人を見る眼がおりになり、断乎として総裁の職を取り上げ、禄秩も削り、水戸に禁錮されました。この処置は大変立派な御処置でありましたので、邪な者達はじつと動かなくなり、正しい者達は大いに振つたことでありました。然し五・六年もならない内に恩赦があり、また一年たつと江戸に召され彰考館編修の中に交え、又数か月たつと総裁に復させたのであります。その命令が発せられることに国をあげて驚き、皆これを罵り、これはいけないことだと考えたのであります。

次の段落にまいります。

夫れ心術正しからざるもの、固より以て史事に預るべからず。而して汚行の人、宜しく館職に在らしむべからず。況んや本藩は祖宗以来、文學を崇尚し、館閣を尊重す。總裁の任、啻に委ねるに修史の業を以てするのみならず、左右に親近し、可否を獻替せば、則ち其の選最も慎まざるべからざるなり。

(中略)

之を館閣に延き、之を清流に廁ふるが若きは、其の體を失ふこと己に甚し。乃ち總裁の職に復するに至れるは、其の害、極めて大、豈慨するに勝ふべけんや。

解釈をします

一体心持ち不正なる者は、歴史編修に参与せしめることはできません。行の汚れた人も勿論であります。

殊にわが水戸藩においては、藩祖以来、学問殊に尊ばれ、史館は尊重され、館総裁は『大日本史』の編修をするのみならず主君の側近に侍して、善をすすめ、悪を諫める役目でありますからその人選は最も慎むべきであります。

(中略)

史館などの名分節義にかかわる役所に置くことは絶対にさけなければなりません。

ましてや史館総裁などに復職させることなどがあつては、その害毒極めて大で

あり、言語道断のことでもあります。

東湖先生は川口その人にあてても同時に手紙を出され、堂々と弾劾しておりますが、これより一般に考えられることは、歴史編修は、心術不正なる者は与ることができないということであり、不正なる者が、一国の歴史を扱えばその国は目茶苦茶になるということでもあります。

「心術不正なる者は宜しく館職に預るべからず」というのは実に千古の名言であります。

今我々が考えなければならぬと思ひますのは、ひとり歴史のみならず、政治も経済もそして教育も皆そうであります。政治家や官僚などが金銭問題で糾弾され、一国の政治経済がガタガタしている。学問も同じで、博学にして用いるべき者があれば用いてもよいが、重要な地位は心術正しき者が占めなければならぬ。このことは一国の上で極めて重要なことだと思ひます。

次に資料4の継嗣問題について『回天詩史』を中心にお話をしたいと思います。さきほど哀公の病状重くなり藩主の後継者を誰にするか奸計が発覚したということ を申し上げましたが、当時の水戸藩の様子は次のようであります。

文政己丑、彪年二十四、哀公疾病あり。人心洶々たり。初め武公早く恭穆夫人を喪ふ、故を以て敵嗣あらず、庶公子四人あり。曰く、榮之允君、曰く、昶之介君。曰く、敬三郎君、曰く、銓之助君。榮之允君立つて世子となる、即ち哀公なり。昶之介君は高松侯の養ふ所と爲り、銓之允君亦水戸侯の養ふ所となる。獨り敬三郎君のみ留つて藩邸に在り、蓋し武公の志なり。是時に當り、大將軍（諡は文恭公）子姓振々、尾紀二藩より旁ら越前家に至る迄、國主城主、苟も嫡嗣なき者は、皆幕府の公子を下して嗣となす。其の國老、有司等、或は迎合して旨を希ふ。其の甚しきに至つては、又其の庶子庶弟の有無を問はざるなり。我が先子、常に之を慨き、志を贖し以て歿す。是に至り飛語あり、曰く、萬一、公の病諱むべからざることあらば、則ち將に清水侯を請ひ以て嗣と爲さんとす。候も亦大將軍の庶子なり、一國愕然たり。夫れ東照宮の三藩を建つる所以は、將に以てその血胤を廣め、共に幕府を輔翼し、以て宗社を磐石の安きに保たんとするなり。不幸にして臺徳、大猷の二公、及び尾の敬公の胤、既に見るべからざれば、則ち東照宮の統は、僅に紀の南龍公と我が威公との胤に係れり、萬一又不幸にして、威公の統を失はば、則ち南龍公の胤（有徳公以來、幕府も亦南龍公の統たり）を奉じ以て嗣となすは、固よりなり。今面り敬三郎君の在るあり。而るに有司若し清水公を奉ぜば、則ち將に敬三郎君を何れの地に措かんとするか。是に於て日夜首を企けて江邸の報を俟つ。

文政十二年十月一日、東湖先生、登館し、諸生の試験をしているところに江戸在勤の友人根本三十郎から急報が入りました。

江戸では榊原一派が老中水野忠成を動かしつつあるので、これを打ち捨ててはおけない。直ちに山野辺義観の南上を願いたい。

ということでした。東湖先生、これは国家の一大事、生命を投げ出しても榊原等の陰謀を打ち破らなければならぬと決心し、山野辺氏を訪れて行動を促したのが、『回天詩史』の資料であります。

東湖先生直ちに、同志に手書を投じ、会沢正志齋、吉成南園、飛田逸民、川瀬七郎左衛門、鈴木莊蔵などの人々が集まり、衆議をこらし、東湖先生の意見により南上を決行します。当時において藩士が無断で国境から出るということは、重罪であります。しかし敬三郎君の継嗣を達成するためには他に方法がありません。文字通り決死の行動でありました。その時の様子が資料の二段目です。

彪等、山野邊氏と、三日甲子の夕を以て江戸に抵る、皆謂ふ、執政有司、既に與に責むるに足らず、依頼すべき所は、唯守山侯あるのみと。是の夜、山野邊氏、小石川の邸に詣り、公の病状を候ふ。彪等四人は、則ち吹上の第に至り、守山侯に謁せんと請ふ。侯蓋し之を難む。其の臣遅塚九二八、周旋尤も力む。侯遂に四人を燕室に延いて之を見る、四人具に飛語紛紜、事情測られざるの状を陳じ、因つて敬三郎君を立て、世子となさんことを請ふ。侯謙遜持重、肯て果斷の言を爲さず、徐に曰く、本宗の大事なり、寡人敢て力を竭さざらんや。然れども其の成否の如きは、則ち寡人の豫め言ふべき所にあらざるなりと、辭意慇懃、慰諭具に至る。四人感激して退く、猶竊に其の自任の或は厚あつからざるを憾みとす。夜既に三更を過ぎ、逆旅に由なし。乃ち劍客齋藤彌九郎に飯田街に投ず。彌九郎は彪及び土元と舊あり。且つ驚き且つ喜び、延いて擊劍場に入らしめ、供するに鹽鼓粥を以てす。四人腹を鼓して寝に就く。

東湖先生に遅れて江戸に向つた藩士達は全部で四十名を越えたと云われています。そして十月三日の夕方に江戸に到着しました。その夜山野辺義観は小石川邸に伺つて哀公の病状を問ひ、東湖先生達は、水戸支藩守山侯を吹上第に訪ね敬三郎君の世子となるべきことを要請したのです。

東湖先生のもとには江戸在住の同志、根本仲徳、桑原信毅、吉田令世、岡崎忠正、吉村彰常、などが続々と集まり、藩の重臣や幕府の要路に敬三郎君の継嗣を説いて回つたのでした。

はこの夜哀公薨す。同志の志、相與に號慟し、耳を敬て、命を待つ。五日丙寅、未だ一號令の人心を鎮むるものあらず。乃ち又、川・會・杉の三子と、吹

上の第に詣り、侯に見へて曰く、事太だ迫れり。願くば侯、猶豫する事勿れと。侯曰く、戸田・吉成・桑原・吉田の輩も、亦來りて寡人を責む、皆卿等が言ふ所の如し。寡人敢て力を盡さざらんや。卿等憂ふる勿れと。四人反覆陳説して退く。六日丁卯、始めて元老中山備州、幕府の閣老に詣り、敬三郎君を立て、嗣となさんと請へるの事を聞く。又立原氏の説に因て、始めて先公に遺書あるを詳にす。題して朶雲片々といふ、首に敬三郎君を立つるの事を載せ、又戒めて美諡を奉ずるなく、葬事を厚うするなからしむ。士皆感泣し、人心頗る安し。其の逆旅に在る者、稍ここ北に歸る。同行の士も亦或は引き去らんと欲す。彪可かずして曰く、先公の遺言を以て、元老の請あり、則ち事既に緒に就く、乃ち其の愈々允さるゝを俟つも、亦善からずやと。忽ち浮説あり曰く、小歛の儀節に、未だ主喪を載せざる者は、事情測り難しと。人心復騒然たり。向きに北に歸りし者、之を聞いて、或は途より反つて南上す。

八日己巳に至り、始めて幕府敬三郎君を立て、嗣となすを允すの令あり。敬三郎君は即ち今の納言公なり。藩邸の士、争うて其の令を寫し、逆旅に到りて相示す。悲歡交々至り涕泗の横流するを覺えざるなり。時既に未牌を過ぐ。皆明日を以て途に上らんと欲す。彪又曰く、既に請はずして境を出で、又相寧めて府下を震駭す。其の罪細ならざるなり。然れども信宿して今に至るものは、其の君なきを以てなり。今や既に君あり、宜しく暫くも躊躇すべからずと。川瀬翁深く彪の言を是とし、即刻相従ふ。同志の士三十人許（既に北に歸る者、十人許ばかり）と、春日街を發し、葛西新宿に至りこれに投ず、十日辛未を以て家に還る。是の時に當り、堂々たる大藩、君なきもの三日三夜、疏外の小臣廟謨を知らず、浮説巷に満ち、事情測られず。其の間日夕會議、反覆論難す。身を殺して仁を成すの説に非ずんば則ち高踏遠引の計のみ。圖らざりき、納言公立を得、

翌十月四日夜、哀公が亡くなられます。三十三歳の若さでありました。東湖先生達は泣いてその逝去を悼み、同時に誰が後嗣ぎに決まるか、耳をそばたてて発表を待ちますが、五日は何の発表もありませんでした。六日になると始めて、中山信守が幕府の老中に敬三郎君の継嗣を要請したことを聞き、立原任からは、哀公の遺書「朶雲片々」なるものが発見され、そこに敬三郎君を継嗣とすることが記されていたことなどを聞いて、一同やつと安心したことでありました。

八日になつてはじめて、將軍の命令があつたのであります。

このようにして敬三郎君は徳川斉昭と名を改め、水戸藩主となつたのであります。この時の東湖先生の果たした役割は、終始水戸藩改革派の中心人物としてのそ

れであり、水戸藩の藩政改革が列公の藩主就任に始まるとすれば、二十四歳の東湖先生が決死の覚悟で為し遂げたことは、余りにも大きな足跡であったと云うことができると思います。

僅か二十四歳の青年が、的確な判断力と行動力を持ち、一藩を指導するような見識をすでに身につけていたことに驚嘆するばかりであります。

四、列公への封事と天保改革

父幽谷先生は、七代藩主として武公が就任したとき、「姑息の論」の打破と改革が急務であることを説き、八代哀公の就任の後には、中山家老の弊政を批判したのでありますが、東湖先生も之にならい、列公の就任と共に、「中興一新」の政治こそ藩主としての急務であると説き、それにはまず「人材の選用」が大切である断じたのでした。それが資料6であります。

乍^レ恐言上仕候、先以此度の御凶事、實に國家の御大變、痛哭の至、何共絶^ニ言語^一候御儀委細不^レ及^ニ申上^一候、此御砌愚存等陳述仕候義如何敷奉^レ存候へ共、此節の勢實に國家隆替の一大機會と奉^レ存候處、乍^レ恐是非御英斷不^レ被^レ爲^レ在候而は不^ニ相叶^一御時節と奉^レ存候ゆゑ、區々愚忠難^ニ默止^一大意左に申上候。

一 哀公様御儀御不幸にして御生育は不^レ被^レ爲^レ在候へ共、まさしく御異弟の上公にて御控へ被^レ遊候は、御繼嗣の儀、是迄何等異議有^ニ御座^一間敷儀指見へ候へ共、畢境大臣の面々大義相辨ふもの無^レ之は勿論、其内には、眼前の利欲を貪り、一己の私を營み候より事起り、或は上公殊の外御耳遠く被^レ爲^レ入候と申ふらし、或は御病身と申し或は御不弟と申し、又は他に御養子に可^レ被^レ爲^レ入と申し又は御連枝様に直り奉るべきと申儀坏、小人の奸計兎角上公をのけ物に仕度たくらみ候故、

一 中興一新の御政識に上公の御大業に御座候へば、其手立は一々容易ならざる御次第に候間、是は人材をも御選用被^レ成、大體御見通しの上御施設被^レ遊候御儀と奉^レ存候ゆゑ、只今よりは彼是と申上兼候へ共、御忌明後、御大業の御手始め早速御決斷不^レ被^レ遊候て不^ニ相叶^一仕儀は、第一前文申上候姦邪の小人御しりぞけ被^レ遊候の一箇條に可^レ有^ニ御座^一奉^レ存候。尤も江水共諸有司等總て役人と名の付候ものは、大抵小人多く御座候へ共、右のもの不^レ殘御黜け可^レ被^レ遊と申次第には無^レ之、差當り姦邪の巨魁江戸にて三四人、水戸にて兩三人も御黜け（姦臣の罪中々一通りに無^レ之候間、戰國時代にも御座候はば、死に至候罪勿論に御座候へ共、只今の勢大罪は行はれ兼候儀と

奉_レ存候、是は尊慮御工夫次第に奉_レ存候。一國の人氣勃然として振起仕り、壅蔽も暫時に相決し、大業の御みちも是より相開け、何事も尊慮十分御届被_レ遊候様罷成可_レ申候。

扱被_レ爲_レ召候もなまじひの人物にては大事之場にて御座候間、事をあまり可_レ申候、指當了間仕候處、會澤恒藏、川瀬七郎衛門抔可_レ然と奉_レ存候、恒藏儀、言行確實、其上有用の實學なる事は、武公様にも兼々御稱被_レ遊候由、是は其人物委細御承知被_レ遊候御儀と奉_レ存候間、申上候迄も無_レ御座候、七郎衛門儀は事業に長じ候人物にて、大體を相辨、尤決斷に長じ、學問は不_レ仕候故文筆等之儀は不得手に可_レ有_レ御座候へ共、經濟有用之事は兼て心を用居候事ゆえ、當世の空文を以て學者と稱し居候者にては中々及不_レ申候 其忠義天性より出候段は、一寸御一見被_レ遊候へば御分り被_レ遊候御儀ゆえ、是又委細には不_レ申上候。右兩人各其持前は相違仕候へ共、何れも當時之人傑に御座候間、これを御腹心と被_レ遊、一々御諮詢被_レ遊候て御施行被_レ遊候は、中興一新の御大業反_レ掌よりも易き御儀と奉_レ存候。

水戸藩においては、威公、義公の精神を復興し政治の刷新をはかるといことが「中興一新」の意味であります。そのためには人材を登用し、大局的な立場から政策の実行にとりかからなければならぬ。人材の登用は言葉をかえれば、「姦邪の小人」をしりぞけなければならぬ。全部は不可能としてもその中心的人物、具体的には文政三・四年ごろより權勢を振り私益を肥やしている榊原照昌はじめ、岡崎、岡、赤城、吉村などという門閥派の連中を斥けることであります。これにかわり、会沢、川瀬などの「人傑」を登用すべきことをすすめます。この建白に接した列公は、文政十二年十二月より、翌天保元年春にかけて、実行にとりかかるのです。水戸藩の改革のはじまりです。執政には藤田北郭、山野辺兵庫、通事に戸田蓬軒、鈴木莊蔵、深沢甚五兵衛という人々を登用し、郡宰にはほとんど幽谷先生門下を用いて改革をすすめて参ります。

しかしそうは云つても簡単には改革はすすまない。旧守派の巻き返しに遭います。天保二年十一月の『東藩文献史』の編纂中止と改革派の更送がそれであります。『東藩文献史』というのは、哀公が晩年史臣に命じ、水戸藩君臣の賢否得失を詳にし、為政者の戒とする目的でありましたが、それが一寸途絶え、再び編修計画があつて会沢正志斎、鈴木莊蔵がその任に當つておりました。その局に改革派が入り、天狗が陰謀を密議している」と執政岡崎采女が讒言した為、編集中止となり、会沢正志斎、原田善衛門、荻次郎兵衛、鈴木莊蔵ら、改革派がそれぞれの地位

を追われた事件であります。資料7の『回天必力』の中にそれが述べられております。

天保辛卯の十月二十九日御通事列御用調役會澤恒藏奥御右筆原田善衛門荻次郎兵衛鈴木庄藏一同に政府を除かる恒藏は切符如元にて小納戸列史館總裁に貶せられ善衛門次郎兵衛庄藏は交代御馬廻に轉じ庄藏は史館勤となる

(中略)

余同僚川瀬七郎衛門吉成又衛門石河徳五郎と共に仕出けるが書記府變革の事實に中興成否の一大事と存じければ一同額をあつめ頭を疾して兎やせん角やせんと評議し直に執政府へ出存分演述せんとも思ひけれ共矯激の名に近づくに似たるも恥かしく何れ至誠を以て我君我相を諫説せんと評議一決し一封の書を作りて江戸通事戸田銀次郎へ託し君公に呈し人々憤激の心を抑へつゝ共に退出し執政中村與一左衛門氏の宅へ推參し中興未だ三年に至らざるに何故忠直彼等の如きを貶したまへる最早御改正も是切りになるべきと一同口を揃へて辨じければ(後略)

東湖先生をはじめとして改革派は「中興政治の成否にかかる一大事」としてこれに反対し、東湖先生は一時病と称して出勤をしませんでした。烈公はこれに対し、川瀬七郎右衛門に直書を与え、事の真相を把握しようとし、江戸に当事者呼んで究明しました。

この時、天保三年三月東湖先生が烈公に呈出したものが資料8のいわゆる「壬申封事」であります。その内容は水戸藩の旧弊についてであり、

一、人物採用の方針 二、学派について 三、江水史館の融合

の三点にわたるものであります。

乍^レ恐言上仕候、去冬已來同役共一同度々存意申上候義も御坐候處、國家の御大事容易に御決斷難^レ被^レ遊御義とは奉^ニ恐察^一候得共、日月流るがごとく冬も春に相成り、春も又無^ニ余日^一相成候内、御國中惣體之正氣、今年は去年に相減じ、今日は昨日よりも相衰候と申様なる勢に成行候段、實に嘆敷次第、爲^レ國流涕之至に奉^レ存候。

(中略)

殊に若年不才の愚臣、みだりに御恩澤にのみ沐浴仕り、分寸の功も無^レ之、何共恐入候間、せめて愚存之趣無^ニ伏藏^一申上、御厚恩萬分の一をも奉^レ報度奉^レ存候に付、此度は乍^レ恐御直に申上候心得に而て、紙筆に相認め難き次第をも相認め差上申候、苦心之餘り文義等吟味をも不^レ仕候義追々相認め候間前後仕候類も可^レ有^ニ御座^一候へ共、愚者も千慮に一得あり、狂者の言も聖人これを擇

ぶと申す義も御座候間、乍^レ恐御政務之御暇、御垂覽被^ニ成下^一候様仕度奉^レ存候。

先に「青山雲龍先生に与ふる書」にて、自ら文武兼備の人物として国恩に報い、父幽谷先生の期待に答えようとした東湖先生は、まず史館の改革に着手しようとして、史館の大弊五条を青山総裁に建言しましたが、その眼目となるのは、心術の正しくない者は、歴史編修に預るべきではないという改革論でした。

また藩主の継嗣問題が起こるや、率先身を廷して、烈公の継嗣を実現すべく奔走いたしました。これも烈公の人物を知ることより出た行動でありました。その烈公に、藩主就任後直ちに封事を提出し、「中興一新」の藩政改革を行うためには、是非とも「人材の登用」をしなければならず、「姦邪の小人」を付け、「姑息」の風を一掃すべきことを求めたことも、心術の正しくない者は藩の中心に居るべきではないとの考えに通ずるものであります。

そして今また、門閥派の巻返しに遭った東湖先生が烈公に求めるものは人物を採用する時の根本の問題、根本方針の確認であります。それがここでは、「人物之義云々」あたります。

人物之義其品數多可^レ有^ニ御座^一候へ共、中行・狂者・狷者・郷愿の四等と御見通被^レ遊可^レ然奉^レ存候事

一 人物之義、百人百種に相違仕候義と相見え、誰迎も性質器才等一様には無^ニ御座^一候間、其品をも分ち兼候様には御座候へ共、中行を得てこれにくみせずんば必狂狷かと申す聖人の語を以論候へば、中行・狂者・狷者の三段に有之、尤其外に郷愿と申す似せ物御座候間、四段に而盡し候義と奉^レ存候。

剛なるべき時は剛に、柔なるべき時は柔に、速なるべき時は速に、おそかるべき時はおそく、其外何事によらず當然の理に叶ひ候を眞の中行とは可^レ申候。

元氣もよろしく、志も大に、身分をもかへりみず、諸事張込つよき者を狂者とは可^レ申候。

守るべき事は屹と相守り、すまじき事は決して不^レ仕、恥をしり義を重んじ候者を狷者とは可^レ申奉^レ存候。狂をば大言のみ吐候而行状の届ざるを嘲り、狷者をばかたへんくつにこりかたまり候所を嘲り、昔は昔今は今、當世に生れ候而は當世の人にほめられ候事を肝要と相心得、妻向にはこび諂ひ候色をもあらはさず、實心には當世にこび候者を郷愿とは可^レ申奉^レ存候。郷愿は一郷の内に而謹厚なる人物と申事より起り候名目に有^レ之、一郷に而謹厚の人は一國に而も謹厚の人と相唱へ可^レ申候得ば、狂狷にかたより候人物に

はまさり候様に御座候へ共、郷愿は謹厚に候ゆえ、其行状には誹るべき程の
越度も無^レ之、忠信がましき事も有^レ之、廉潔がましき事も有^レ之、世の人に
も甚よろこばれ、自分にても道はケ様に而宜しきものと心得居り、決して眞
の道に進み候事は相ならざる大似せ物に御座候間、其身は扨置他人迄の害に
罷成候ゆえ、古の聖賢甚これを惡み王ひ、徳の賊とまでのたまひ候義と奉存
候。(以上、論語孟子の大意を申上候。)

『論語』子路篇の中に

子曰く、中行を得て之に與せずんば必ずや狂狷か狂者は進みて取り、狷者は為
さざる所あり

とあります。「中行」は万事に中庸を得た申し分のない人物で、東湖先生の解釈で
は、

剛なるべき時は剛に、柔なるべき時は柔に、速なるべき時に速におそかるべき
時はおそく其外何事によらず当然の理に叶ひ候を真の中行とは申すべく候

というような人物であります。しかし実際はこのような人物はなかなかおらず孔子
ももし求められないとすれば、狂狷の士と共に事を成しとげようと云っているこ
ろであります。

狂者とは志大きく張込みつよい者、狷者は恥を知り義を重んずる者で、平常無事
の時には必要でないように見えるけれども、いざという時に眞価を發揮する。この
ような人物を用いるのでなければ眞の善政は行なわれ難いと述べております。

學派と申事一切御頓着不^レ被^レ遊、其人物器才により夫々御取用被^レ遊可^レ然奉^レ
存候事。

一 人物狂狷等の次第前件の通と奉存候所、學派と申事乍^レ恐尊慮を被^レ爲^レ惱
御儀と相見え、一昨年も同役共へ御直書御下げに罷成候處、愚臣儀當職に罷
在候ゆへ、先臣次郎左衛門門人共へもよりより申傳候様被^レ遊度旨難^レ難^レ有
仕合奉^レ存候。若年の愚臣最初次第は不相辨候へ共、不^レ及^レ爲^レ國彼是心配仕
り、六七年以前より立原甚太郎方へも通路仕候處、御承知も被^レ遊候通り、
甚太郎性質至極さつぱりと仕候人物に御座候間、少しも挟み候様子も不^レ相
見^レ候に付、愚臣儀も大に安心仕候、且又小宮山次郎左衛門等へも近來相互
往來も仕り、就中山口頼母は間柄にも罷成候程に御座候間、何に而も不和が
ましき儀は無^レ御座^レ候。乍^レ去^レ一體趣意は相違仕居候ゆへ、事にかゝり候節
は議論も異同之儀出來申候間、世上に而も少しく心ある者は、其議論の相違
仕候をも承知致し、誰は何派に候、某は何派に候杯と申候義埒もなき次第に
は御座候へ共、不^レ得^レ已勢に御座候。

近來學問殊の外に衰へ、翠軒門人に而學者と申程の者は何程も無^レ之、先臣門人に而學者と申候程の者も無^レ之、其外大抵碌々讀書も不^レ仕者共ざるものどもに御座候間、學派のゆえを以て二ツに別れ候次第には有^レ之間敷、畢竟人々の性質器材により議論異同有^レ之、同じき者は親しみ易く、異存なる者はうとみやすく相成候義自然の之勢と奉^レ存候。

二の学派については、立原派と幽谷派に分かれ、それが暗闘していると云われているが、東湖先生からすればそのような学派というものは眼中にはありません。翠軒の長子杏所とは仲も良く継嗣問題では共に行動しており、吉成南園などとは意見も同じく、人は性質や器量によってなついたり、離れたりするものだと言論じ、学派などにこだわらないで用いた方がよろしいと意見を述べます。

忠誠の士御ご親近被^レ遊御役人の交代御はじめ被^レ遊、上下の情江水の事融通候様被^レ遊可^レ然奉^レ存候事。

附たり一定の御目嘗御立被^レ遊候事

一 何事によらず内外本末御座候義と奉^レ存候處、内と本を御正し被^レ遊候へば、外と末とは御世話不^レ被候迎とでも正しく罷成候義、自然の勢と奉^レ存候、申上候迄も無^レ之候へ共、左右近臣は内と奉^レ存候、政府は本と奉^レ存候、諸葛孔明の出師表は千古の龜鑑に御座候處、親^ニ賢臣^ニ、遠^ニ小人^ニ、此先漢所^ニ以與隆^一也、親^ニ小人^ニ、遠^ニ賢臣^ニ、此後漢所^ニ以傾頹^一也と申す兩句一篇の主意と奉^レ存候。古今の治亂盛衰を其源を尋候へば、決して此兩句の外には無^レ之候様奉^レ存候。古今の人君、治と盛とを惡で亂と衰とを好み候者も有^レ之間敷候へ共、或は賢臣を小人と見み違ちがひ、小人を賢臣と見違ひ、或は賢臣は賢臣と存候、而も趣意等申述容易に御しがたく、小人は小人と存候、而も突中少く制し易きが故に、賢臣は遠け易く、小人は親み易く罷成候勢と奉^レ存候。

三においては、賢臣に親しみ小人を遠ざけることが漢の興つたゆえん、小人に親しみ、賢臣を遠ざけたことが後漢の傾いたゆえんを、諸葛亮の出師表をあげて説き、忠誠の士を用いて、政府を本とし、国を本として本末をしつかりさせることが、国政の運用上大切であることを説き、旧弊依然として改まらぬ現状をなげき、思ったところを正直に申し上げます。という内容になっています。

このように幽谷先生の遺志を継承し、文武兼備を学問の理想の姿としていた東湖先生は、家督相続とともに大きく一步をふみ出し、機会あるごとに、藩の弊風を一変せしめようとして、人材の登用と人心一新を要路に説き、藩公に意思を具申して来たところでありました。

その根本には、藩の「中興一新」即ち威義二公の創草の精神に帰り、藩の「姑息苟安」を打破して、民政の安定と国防の充実をはかり、全国にその範を示そうという大目標と気概があったということができましよう。

幽谷先生が藩政改革の封事を提出した文化四年、西暦では一八〇七年、ドイツにおいてフイヒテはドイツ没落の原因は「利己心」にあると喝破し、また第九十一代後宇多帝は「官の邪なければ国家敗るるなし」と申されましたが、若き日の東湖先生はまさに、これら「利己心」や「邪」との戦いであつたように思います。

その典型が継嗣問題であります。藩の改革派をあげて、幕府からの水戸藩の独立と門閥努力の排除、烈公の登場と藩政改革を成し遂げた点に、重要な意義が存すると同時に、東湖先生の果した割極めて大なるものであつたことこれでおわかりと思えます。

役に天保三年になりますと「神書取調」を烈公より命ぜられた東湖先生の学問は、さらに深化し、新たな発展を示すことになります。

それは事業で言えば弘道館の建設となり、学問で言えば「弘道館記」や『弘道館記述義』などの著作となつて結晶いたしますが、時間も超過しておりますので、私のお話はこの辺で終りにさせていただきます。次回の仲田先生におまかせ致したいと存じます。御静聴ありがとうございました。これにて失礼いたします。

(平成十年九月六日講座)

(県立佐和高等学校教諭)